

明治150年写真展 企画運營業務委託 仕様書

1 件名

「明治150年写真展」企画運營業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から平成30年12月31日（月）まで

3 委託金額の上限

金3,500,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 事業概要

平成30年は、明治改元から150年の節目の年に当たることから、京都市では、明治期の先人の志、知恵、行動、まちづくりの哲学等を学び、今と未来に活かす「明治150年・京都のキセキ・プロジェクト」を展開している。

この取組の一環として、四条地下道において、明治を中心に、大正・昭和・平成の150年にわたる京都のまちの移り変わり、人々の様子、暮らしの情景等を辿る写真展を開催する。

(1) 実施時期

写真展開催日 平成30年7月初旬～平成30年9月9日（日）の約2箇月

※ 平成30年9月9日（日）の写真展終了後に、同一条件で数箇月間、別途他団体等が、仮設壁面を使用する可能性がある。

※ 他団体等が仮設壁面を使用する場合は、平成30年9月10日（月）に、写真等を撤去し、写真展開催前の壁面の状態に戻すとともに、他団体等の使用終了後に、速やかに仮設壁面を撤去し、現状回復を行う。

※ 他団体等が使用する場合においても、仮設壁面の最長設置期間は、平成30年12月20日（木）までとする。

(2) 会場

四条通地下道（京都市下京区奈良物町、立売東町）＊詳細は別紙2

(3) 展示写真

展示写真 127点 詳細は別紙3のとおり

ア 明治期の京都の写真 91点

市民や民間企業から「明治150年・京都のキセキポータルサイト」に御応募い

ただいた明治から現代にわたる、京都のまちの移り変わり、人々の様子、暮らしの情景等の写真。

※別紙3では、展示写真について「四条界限」「岡崎界限」「琵琶湖疏水」「洛北」「洛東」「洛南」「市電」「まちなみ等」「学校関係」「生活風景」に区分しているが、掲出のテーマ、順番等はこれに拘らない。

イ 幕末維新ゆかりの都市の明治期の写真 36点

平成29年に、本市が実施した「大政奉還150周年記念プロジェクト」で連携を図った全国の幕末維新ゆかりの都市のうち、9都市（会津若松市、品川区、調布市、日野市、和歌山市、福山市、下関市、高知市、霧島市）から提供いただいた各都市の明治期の写真。

5 委託業務の内容

(1) 業務内容

ア 仮設壁面の作成及び設置に関すること

- ・別紙1-1及び1-2の仮設壁面を作成し、別紙2のとおり設置すること。
- ・仮設壁面は、下記イの写真パネルを貼り付けられるよう十分な強度を確保し、電車の振動等による揺れや転倒を防ぐ措置を施すこと。
- ・作業は、設営日の午前9時から午後6時までの間で行うこと。

イ 写真パネルの展示企画に関すること

- ・京都市（以下「甲」という。）が用意する写真パネル（127点）を、市民や観光客の方々に興味をもっていただけるよう工夫して掲出すること。

写真パネル：A2サイズパネル（半光沢ラミネート 7mmパネル仕上）

127点 ※詳細は別紙3のとおり

- ・写真パネルの展示に必要なタイトルパネル、キャプションを制作し、設置すること。
- ・写真パネル等は、電車の振動等により仮設壁面から落下することが無いよう十分な強度を確保するとともに、仮設壁面の表装を汚さずかつ破損せずに取り外しが可能な方法で貼り付けること。
- ・作業は、上記アと同様に、設営日の午前9時から午後6時までの間で行うこと。

ウ 維持管理に関すること

- ・受託者（以下「乙」という。）は、明治150年写真展の期間中、少なくとも週に1回以上現場確認を行い、設置した仮設壁面、写真パネル等を適切な状態で維持すること。
- ・万が一仮設壁面の揺れや転倒、破損、汚れ、写真パネルの落下など異常が認められる場合は、速やかに甲に報告するとともに、第三者行為に起因する場合を除き、取り替え、修復等必要な措置を講じること。
- ・上記の他、乙は、甲が必要と認めるときは、甲の依頼に基づき、現場確認を行い、

異常が認められる場合は、速やかに甲に報告するとともに、第三者行為に起因する場合を除き、取り替え、修復等必要な措置を講じること。

エ 撤去及び原状回復に関すること

- ・乙は、明治150年写真展終了後、引き続き、仮設壁面を他団体等が使用する場合は、平成30年9月10日（月）に、写真等を撤去し、写真展開催前の壁面の状態に戻すこと。
- ・乙は、他団体等の仮設壁面使用終了後に、速やかに設置した仮設壁面等を撤去し、原状回復すること。
- ・作業は、全て午前9時から午後6時までの間で行うこと。

オ 写真展の広報に関すること

- ・当該事業の概要を記したA4チラシやポスターを作成し、各種情報誌、ウェブサイト、市内外の交通機関等に情報を提供するなど、効果的な広報を図ること。
- ・広告物の作成、広報方法等は事前に甲と協議すること。

カ その他

- ・乙は、仮設壁面等に関して改善点などがある場合は提案し、施工図を提出のうえ、甲と協議をすること。
- ・業務が最終完了までに、製品不良、破損、変質、性能の低下、その他の事故を生じたときは、甲の指定する期限までに取り替え、補修その他必要な措置を講じること。
- ・乙は、業務が最終完了したときは、甲の検査を受けること。

6 業務実施体制

- ・本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- ・本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。

7 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により本市が認めた場合はこの限りではない。

8 実績報告

委託業務終了後、平成31年1月15日（火）までに、実施報告書を作成し、速やかに本市に提出すること。

9 その他留意事項

- ・明治150年写真展終了後、同一条件で、数ヶ月間、別途他の団体等が仮設壁面を使用する可能性がある。その際、使用期間に係る費用について、乙は甲及び使用団体と

下記の条件で協議し、別途契約を締結すること。

(ア) 1箇月あたりの費用は、契約額のうち設置に係る初期費用を除いた額を、契約期間（月数）で割戻した額を上限とする。

(イ) 使用団体は1団体とは限らないため、平成30年度中に使用する団体があった場合は、その都度協議し、契約すること。

- ・本仕様書に定めのない事項やその他調整を要する事項については、別途協議のうえ、決定すること。
- ・乙は、契約後速やかに会場視察、設営等について、事前に甲と綿密に調整を図ること。
- ・乙は、本業務に際し、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令、条例等を遵守するとともに、甲の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- ・乙は、資材の搬入・搬出においては、交通誘導員（ガードマン）を配置し、通行者の安全確保を図るとともに、作業箇所や資材置場等についてカラーコーン等を設置し、作業者と通行者との隔離を図り、四条通地下通路の他の通行者の安全確保に細心の注意を払うこと。また、四条地下通路の壁、床、天井、その他附属設備等が損傷しないよう適切に養生等を行うこと。
- ・乙は、作業終了後、作業に関係した全ての範囲の清掃・後片付けを行うこと。
- ・乙は、業務の遂行に伴い発生する廃材、ごみ、その他の発生材を全て構外に搬出し、関係法令などに従って適切に処理すること。
- ・乙は、業務の遂行にあたり安全の確保には万全を期すとともに、万が一事故その他の異常発生時においては、速やかにその旨を甲に報告するとともに、適切な措置を講じること。
- ・災害その他の非常時においては、速やかにその旨を甲に報告するとともに、適切な措置を講じること。
- ・乙は、業務の遂行にあたり、乙の責により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。
- ・乙は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- ・道路管理者、四条地下通路所有者（阪急電鉄株式会社）等から指示があれば、その指示に従うこと。